

一宮市立浅井北小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない行為である。また、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候も見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

1 本校の取り組みについて

(1)本校の教育目標

たくましく生きる力を持ち、夢と思いやりのある人間性豊かな浅井北っ子を育成する。

●めざす児童像

よく考え 自ら学ぶ子

- ・よく考え、意欲的に取り組む子
- ・友達との学び合いの中で、生き生きと活動する子

きまり正しく 心豊かな子

- ・生活のマナーを身につけ、きまりを守って友達と協力する子
- ・だれにでも思いやりの心で接し、元気に明るくあいさつする子

健康で たくましい子

- ・健康の大切さを知り、進んで心身を鍛える子
- ・目標を持ち、何事にもがんばりぬく子

●めざす学校像

- ・あいさつと笑顔があふれ、一人一人が輝く学校
- ・児童と教師の心が響き合う学校
- ・児童が学び合い、助け合う姿が見られる学校

(2) 本年度の重点努力目標(いじめに関する項目を抜粋)

ア 確かな学力の育成

- ・ユニバーサルデザインを推進し、一人一人の特性に応じたきめ細やかな指導・支援に努める。

イ 豊かな心の育成

- ・地域で学ぶ体験活動や道徳の時間の充実を図り、社会の一員としての道徳的心情の高揚を図る。
- ・読み聞かせや読書週間、家読の充実を図り、読書を通して豊かな感性を育む。
- ・共感的な児童理解をもとに相談活動を充実し、全校体制でいじめ・不登校の未然防止に努める。

ウ 健やかなからだの育成

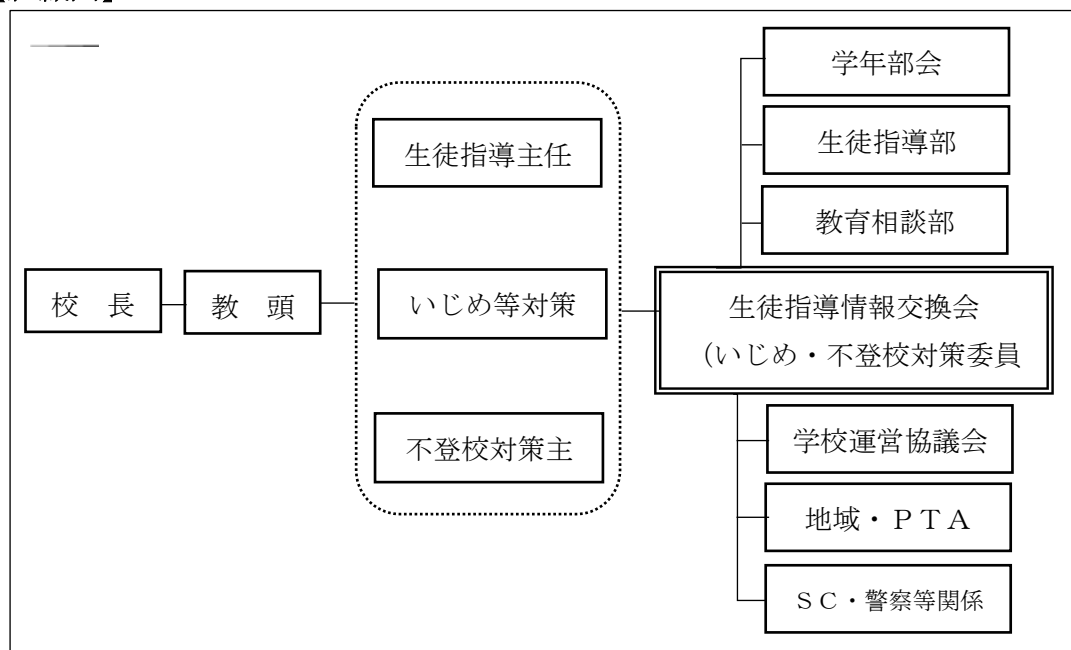
- ・危険予知トレーニングを活用するなど安全意識を高める指導を継続し、安全教育の充実を図る。

エ 未来に生きる力の育成

- ・児童に情報モラルを身に付けさせるとともに、必要な情報を活用できる力の育成を図る。
- ・異文化への理解を深める国際理解教育を推進し、英語教育の充実を図る。
- ・特色ある教育活動である福祉施設訪問活動を中心に据え、ユネスコスクールとしてのE S D（持続発展教育）の推進を図る。

2 いじめ防止対策組織

【組織図】



- 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、全教職員の共通理解のもとに、いじめの未然防止 に取り組むとともに、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、迅速で的確な指導ができる組織として対応する。
- 「いじめ・不登校対策委員会」は、校長・教頭・教務主任・校務主任・保健主事・学年主任・生徒指導主任・いじめ等対策主任・不登校対策主任・養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等関係機関と連携する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・全職員が自覚と責任を持ち、児童が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。
- ・いじめアンケートや一日観察日等を活用し、児童からの情報収集に努めるとともに、結果の集約、分析、対策の検討を行い、その情報を元にして関係職員がいつでも相談活動ができる体制づくりに努める。
- ・学級担任との教育相談週間中の面談や日常の面談、学習指導などを通して児童の理解に努めるとともに、楽しく思いやりのある学級経営をめざす。
- ・現状把握のため、月一回の「生徒指導情報交換会」をもち、情報交換をする場を設け、共通理解を図り、指導方針を話し合う。場合によっては、保護者や関係機関への協力を呼びかける。
- ・児童のいじめ問題等への主体的な取組などいじめ防止活動の推進に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやウェブサイト等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・いじめアンケートや個人面談（教育相談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。
- イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り、または全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。また保護者に対しても啓発活動を実施する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
- イ いじめアンケート、個人面談（教育相談）の定期的な実施（各学期1回以上）や、一日観察日の実施（月1回以上）を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。 エ 通学の見守り隊や交通安全指導の保護者から情報を得るように努める。
- エ 児童が相談しやすい環境を整える。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努

める。

- ・相談箱等を設置し、児童が担任以外の教職員にも相談できるようにする。
- ・県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員（中学校）の相談日を全家庭に紹介（配付）する。
- ・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介（配付）する。

オ 月一回、全教職員による「生徒指導情報交換会」を実施することにより、学校全体の様子を全教職員が知ることにより、共通理解を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

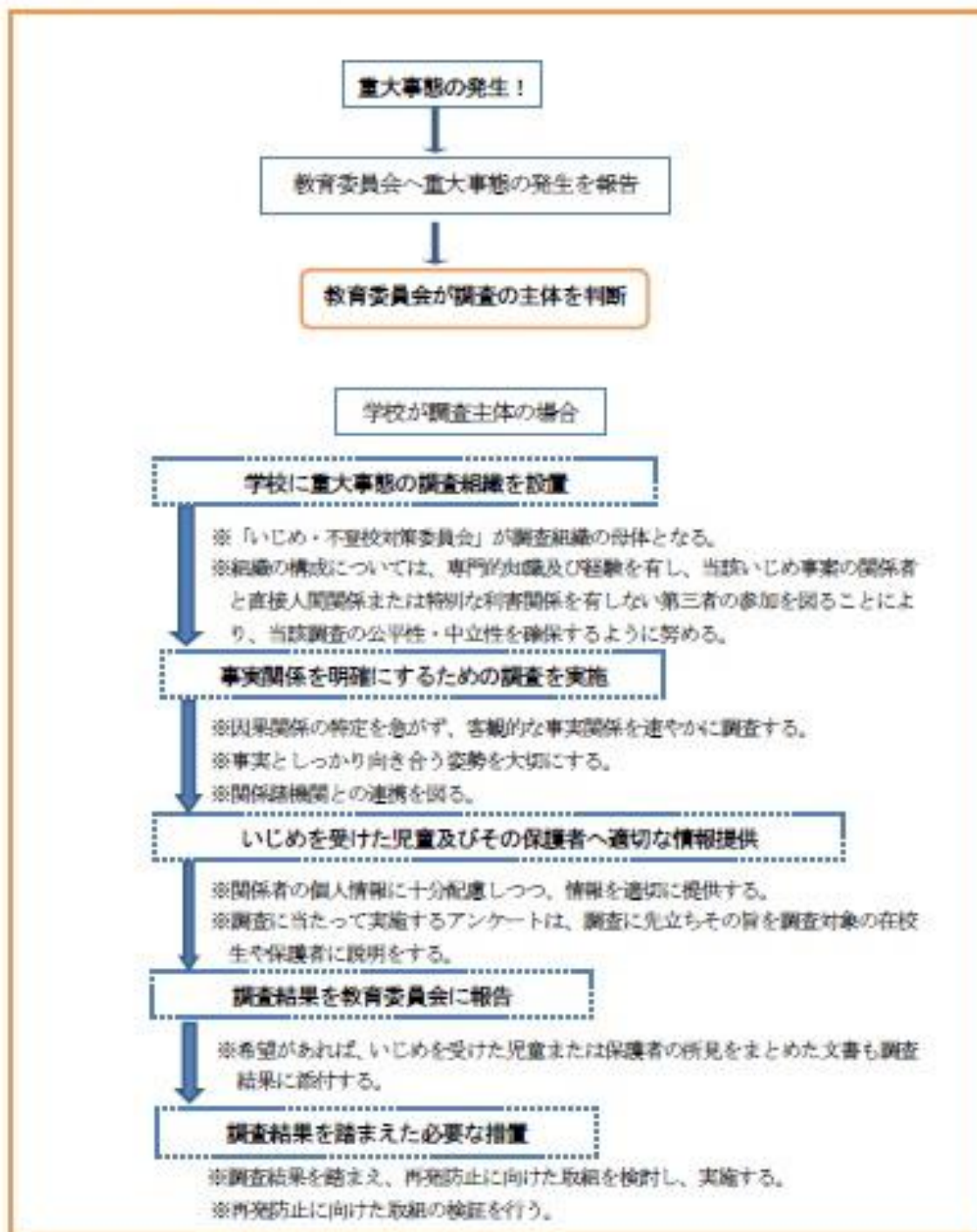
- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演

会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。

(3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブサイトに掲載する。

(4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<一宮市立浅井北小学校いじめ防止取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの、児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会（異年齢集団活動） ○保健指導（心と体の成長） ○交通安全教室	○いじめ相談窓口の、児童、保護者への周知 ○身体測定 ○通学団会 ○情報交換会 ○心のアンケート（いじめアンケート）	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○公開授業・引き渡し下校
5月	D	○セルフディフェンス講座 ○ペアふれあい活動（異年齢集団活動）	○心のアンケート（いじめアンケート） ○情報交換会	○浅井4校あいさつ運動 ○公開授業 ○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
6月		○情報モラル指導（ネットモラル）	○心のアンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間 ○情報交換会	
7月	C A ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○情報交換会 ○通学団会 ○心のアンケート（いじめアンケート）	○保護者会
8月	○中間評価→検証 ○現職教育「校外研修内容の伝達」			
9月	P		○心のアンケート（いじめアンケート） ○身体測定 ○情報交換会	
10月	D		○情報交換会 ○心のアンケート（いじめアンケート）	○学習発表会～体育の部～
11月		○赤い羽根募金活動 ○ペアふれあい活動（異年齢集団活動）	○心のアンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間 ○情報交換会	○浅井4校あいさつ運動
12月	C A ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） 児童会による「いじめ防止」のよびかけ ○人権に関わるDVD視聴	○情報交換会 ○通学団会 ○心のアンケート（いじめアンケート）	○保護者会 ○保護者、地域による学校評価アンケート
1月		○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○情報交換会 ○心のアンケート（いじめアンケート）	○学習発表会～文化の部～
2月	○自己評価	○ペア読書（異学年齢集団活動）	○心のアンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間 ○情報交換会 ○通学団会	○浅井4校あいさつ運動
3月	P へ ○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○6年生を送る会（異年齢集団活動）	○情報交換会 ○通学団会 ○心のアンケート（いじめアンケート）	○学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○一日観察日 ○SCによる相談活動	○あいさつ運動（学期に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員全員で共通理解を図りながら、対応していく。